# Ⅲ ヒアリング調査実施法人への意見・提言

## No. 1 公益社団法人あおもり農林業支援センター

#### 1 選定理由

当法人は、農地の有効利用、農林業の担い手の育成・確保、畜産基盤整備等の農業構造の改善、 農林業や農山村の振興に資する事業等を実施することにより、県の基幹産業である農林業の持続 的な発展に寄与することを目的としており、農地の売り買いを通じて農地の集積・集約化を図る 農地売買等事業(旧農地保有合理化事業)のほか、平成26年度からは、新たに県から農地中間 管理機構の指定を受け、農地の貸し借りを通じて農地の集積・集約化を図る農地中間管理事業を 実施するなど、県の農業の生産性向上に係る取組において、非常に重要な役割を担っている。

当法人は、設立以降、当期一般正味財産増減額における赤字が続いていたが、平成28年度以降、2期連続で黒字を確保していることから、今後の経営見通し等について確認するため選定したものである。

## 2 法人を取り巻く現状等

法人の経営状況等について書類審査及びヒアリングを実施したところ、主な課題等への法人及 び県所管課の対応状況等については、下記のとおりの説明等があった。 (ヒアリング実施日:平 成30年11月16日)

## (1) 長期保有農地の発生防止など収支改善に向けた取組状況について

長期保有農地とは、一時貸付事業(※)を利用した農業者が貸付最終年度の支払いができないため当法人の所有のままとなっている農地をいい、財務上、時価評価される。近年、農地価格が下落傾向にあることから、長期保有農地に係る当初の買入価格と評価額との間に差額が生じており、当該差額分が評価損として費用計上され、赤字の要因となっていた。

#### ~※一時貸付事業とは

農地売買等事業において、売却前に一定の貸付期間を設け、買受予定者から年度毎に貸借料の支払を受け、貸付最終年度に支払済みの貸借料を差し引いた額で売却するもの。

そのため、一時貸付事業を新規採択する場合の現地確認や内部審査を厳格化するとともに、一時貸付事業を平成30年度以降段階的に廃止するなど長期保有農地の発生防止に取り組んでいる。取組の結果として、平成28年度及び平成29年度における新規発生は0件となり、保有残高も平成27年度と比較して約2千8百万円減少している。

また、現在保有している長期保有農地の解消に向け、分割返済計画(連帯保証人付き)により返済を求めているほか、第三者売却を進めている。

更に、滞納賃借料の回収についても計画的に取り組んでおり、農地売買等事業における滞納賃借料については、平成27年度と比較して約5百万円減少している。

## (2) 中期経営計画の農地の集積・集約化に係る目標値達成のための取組について

農地の集積・集約化については、これまで周知等様々な取組をしてきたが、平成29年度は、貸付面積の目標値4,600haに対し、実績値は1,877haにとどまっている。 実績値が低迷している要因としては、農地の出し手と受け手の理解が未だ不十分であること、農業者の現状維持志向が強いこと及び制度が活用しにくいことなどが挙げられてきたと

ころであり、法人においては、県や関係機関との連携を強化しているほか、チラシや広報誌

等による周知及び地域の会合等で働きかけを続けるなど出し手と受け手の掘り起しに係る取組を進めるなど事業の活用促進に向けた取組を実施している。

## (3) 新規就農関連事業による就農促進と定着化のための取組について

農業経営基盤強化促進法に基づく「青森県青年農業者等育成センター」として、就農相談などを実施しているほか、青年の新規就農を促進するため、就農前の研修期間を対象に一人当たり年間最大150万円を交付する農業次世代人材投資事業を実施している。また、平成30年度には、県や関係機関と連携して、農業者の経営課題に適切にアドバイスする体制を整備するため、「青森県農業経営相談所」を設置したところである。

「青森県青年農業者等育成センター」においては、毎年度200件程度の相談があり、農業次世代人材投資事業による交付者のほとんどが就農しており、新規就農者の確保につながっている。

なお、本県における新規就農者数の推移は下表のとおり、毎年度平均して約270名となっている。

#### 【参考】新規就農者数の推移

(単位:人)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	平均
新規就農者数	296	263	246	277	270

## 3 当委員会からの意見・提言等

#### (1) 経営基盤の安定化に向けた取組

長期保有農地の発生防止等に係る取組や未収債権回収に係る計画的な取組などを進め、2 期連続で当期一般正味財産増減額における黒字を確保したことは評価できる。

今後も農地価格の下落が予想されることから、引き続き長期保有農地に係るリスク管理の 徹底や発生防止に係る対策を継続するほか、滞納賃借料の回収に一層努めるなど、更なる経 営基盤の安定化に向けた取組を進めていただきたい。

## (2) 中期経営計画における農地の集積・集約化に係る目標値達成に向けた取組

目標達成に向けた取組を実施してはいるものの、目標達成率は依然として約4割にとどまっていることから、他都道府県における先進事例を参考とした取組を進めるなど、より一層の取組が必要である。

また、農地集積の有効性・必要性について社会的合意を得られれば取組を進める上で有効であると考えられることから、引き続き広く県民に向けた普及啓発に努めていただきたい。

#### (3) 新規就農関連事業による就農促進と定着化に向けた取組

新規就農者の確保については、将来的な農地集積・集約化や県の農業の持続的な発展に寄与するものであることから、今後も、県や関係機関と連携し、継続的に取り組んでいくことを期待する。